

## イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等(法人税関係))

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。  
なお、この一覧は、令和3年7月1日現在の法令に基づくものです。

### ○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

「連結納税の承認の申請書 (付表)」など電子データ (XML形式) により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。

なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続 \(申請・届出等\) 法人税関係](#)」でご確認ください。

### I 法令上提出する必要がある書類

| 手続の名称   | 添付書類の名称   |
|---|---|
| 外国普通法人となった旨の届出<br>(法人税法第149条)   | 定款、寄附行為、規則又は規約の和訳文  |
| 継続等の場合の所得税額等の還付請求<br>(平成22年改正前の法人税法第120条所得税法等の一部を改正する法律 (平成22年法律第6号) 附則第10条第2項) | 提出が遅れたことについて、やむを得ない事情の詳細を記載した書類   |
| 欠損金の繰戻しによる還付請求<br>(法人税法第80条第5項)   | ①期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類<br>②法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生日及びその事実の詳細を記載した書類           |
| 欠損金の繰戻しによる還付請求(外国法人用)<br>(法人税法第144条の13第11項)                                     | ①期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類<br>②法人税法第144条の13第9項又は第10項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生日及びその事実の詳細を記載した書類 |
| 公益法人等の損益計算書等の提出<br>(租税特別措置法第68条の6)  | 公益法人等の損益計算書又は収支計算書  |
| 収益事業開始届出<br>(法人税法第150条第1項、第2項、第3項)  | ①収益事業開始の日又は国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった時における収益事業についての貸借対照表<br>②定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し                                 |

| 手続の名称  | 添付書類の名称   |
|--|---|
| 申告期限の延長の特例の申請<br>(法人税法第75条の2第3項、第81条の24第2項、第144条の8)                            | 定款等の写し  |
| 耐用年数の短縮の承認申請<br>(法人税法施行令第57条第2項、第155条の6)                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>①「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」</li> <li>②申請資産の取得価額が確認できる資料(例:請求書等)</li> <li>③個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料(例:見積書、仕様書等)</li> <li>④申請資産の状況が明らかとなる資料(例:写真、カタログ、設計図等)</li> <li>⑤申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類(例:リース契約書の写し、納品書の写し)</li> </ul> |
| 棚卸資産の特別な評価方法の承認申請<br>(法人税法施行令第28条の2第2項、第155条の6)                                | 採用しようとする特別な評価方法の算式等を詳細に記載した別紙   |
| 特別な償却方法の承認申請<br>(法人税法施行令第48条の4第2項、第155条の6)                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>①承認を受けようとする特別な償却方法の算式等を詳細に記載した別紙</li> <li>②特別な償却方法を採用しようとする理由を詳細に記載した別紙</li> </ul>   |
| 特別な償却率の認定申請<br>(法人税法施行令第50条第2項、第155条の6)  | 認定を受けようとする償却率の算定の根基、算出の過程等を詳細に、かつ、具体的に記載した別紙  |
| 特別修繕費の金額等の認定申請<br>(租税特別措置法施行令第33条の6第9項、第39条の85第9項)                             | 特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類  |
| 法人設立届出<br>(法人税法第148条)  | 定款、寄附行為、規則又は規約の写し   |
| 更正の請求(単体申告用)<br>(国税通則法第23条)<br>(法人税法第80条の2)<br>(地方法人税法第24条)<br>(租税特別措置法第66条の4) | 取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類   |
| 更正の請求(外国法人用)<br>(国税通則法第23条)<br>(法人税法第145条)<br>(地方法人税法第24条)<br>(租税特別措置法第66条の4)  | 取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類   |

| <p>手続の名称</p>   | <p>添付書類の名称</p>  |
|--|---|
| <p>事前確定届出給与に関する届出<br/>(法人税法施行令第69条第4項、第155条の6)</p>   | <p>所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定めの写真</p>  |
| <p>事前確定届出給与に関する変更届出<br/>(法人税法施行令第69条第5項、第155条の6)</p>   | <p>変更を行った株主総会等の議事録等の写真</p>  |
| <p>震災損失の繰戻しによる還付請求(東日本大震災関係)<br/>(令和3年改正前東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条)</p>  | <p>①別表7(1)「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」<br/>②「災害により生じた損失の額に関する明細書」</p>                         |
| <p>災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請(東日本大震災関係)<br/>(東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて(法令解釈通達))</p>  | <p>①1年経過事業年度等終了の日までに修繕等が完了しなかった理由を記載した書類<br/>②申請をした修繕完了事業年度等に修繕等が完了すると見込まれる事情等を記載した書類</p> |
| <p>適格分割等による期中損金経理額の損金算入に関する届出<br/>(法人税法第31条第3項等)</p>   | <p>期中損金経理額等の計算に関する明細を記載した申告書別表に定める書式(別表16など)</p>  |
| <p>適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出<br/>(法人税法第69条第11項、第81条の15第6項)</p>   | <p>各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類</p>  |
| <p>適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換え資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出(東日本大震災関係)<br/>(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第19条第10項、第20条第3項、第27条第10項、第28条第4項)</p> | <p>別表13(5)「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」など</p>                                     |
| <p>適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換え資産の帳簿価額の減額に関する届出(租税特別措置法第65条の7第11項、第68条の7第11項)</p>  | <p>①別表13(5)「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」<br/>②収用証明書 など</p>                        |
| <p>適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換え資産の帳簿価額の減額に関する提出書類の届出<br/>(租税特別措置法施行令第39条の7第46項、第39条の106第40項)</p>   | <p>①別表13(5)「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」<br/>②収用証明書 など</p>                        |

| <p>手続の名称</p>   | <p>添付書類の名称</p>   |
|--|--|
| <p>適格分割等による特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出<br/>(租税特別措置法第65条の8第3項、第68条の79第4項)</p>             | <p>①別表13(5)「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」<br/>②収用証明書 など</p>   |
| <p>認定特定非営利活動法人の公示事項の変更の届出<br/>(特定非営利活動促進法第10条(旧租税特別措置法施行令第39条の23第15項))</p>               | <p>①登記事項証明書<br/>②認証を受けたことを証する書類の写し<br/>③重要な変更の内容を明らかにする書類の写し<br/>④変更後の定款の写し</p>  |
| <p>連結納税の承認の申請<br/>(法人税法第4条の3)</p>  | <p>①出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)<br/>②グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)</p>  |
| <p>連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出<br/>(法人税法施行令第14条の7)</p>  | <p>①出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)<br/>②グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)</p>  |
| <p>完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類の提出<br/>(法人税法第4条の3)<br/>(法人税法施行令第14条の7)</p>                  | <p>①出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)<br/>②グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)</p>  |
| <p>連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類の提出<br/>(法人税法施行令第14条の9)</p>                                  | <p>①出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)<br/>②グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)</p>  |
| <p>連結納税の取りやめの承認の申請<br/>(法人税法第4条の5第4項)</p>  | <p>①出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)<br/>②グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)</p>  |
| <p>更正の請求(連結申告用)<br/>(国税通則法第23条)<br/>(法人税法第82条)<br/>(地方法人税法第24条)<br/>(租税特別措置法第68条の88)</p> | <p>取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類</p>   |
| <p>連結欠損金の繰戻しによる還付請求<br/>(法人税法第81条の31)<br/>(法人税法施行規則第38条)<br/>(租税特別措置法第68条の98)</p>        | <p>①期限後提出の場合には、連結確定申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類<br/>②法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類<br/>③租税特別措置法第68条の98第2項の設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明書の写し</p> |
| <p>連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求(東日本大震災関係)<br/>(令和3年改正前東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第23条)</p>   | <p>①別表7の2「連結欠損金等の損金算入に関する明細書」<br/>②「災害により生じた損失の額に関する明細書」</p>   |

| 手続の名称   | 添付書類の名称                         |
|---|---------------------------------|
| 復興特別法人税の更正の請求<br>(国税通則法第23条)<br>(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第57条)<br>(租税特別措置法第66条の4、第68条の88) | 取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類 |

## Ⅱ I 以外で提出をお願いしている書類

| 手続の名称                                    | 添付書類の名称                |
|--|------------------------|
| 異動届出書<br>(法人税法第15条、20条)<br>(法人税法施行令第18条) | 定款等の写し<br>(決算期変更の場合など) |